

消費者被害注意報

No. 57

相談が急増！「還付金詐欺」にご注意を

相談事例

区役所職員を名乗って電話があり、「以前、書類を送付したはずだが、国民健康保険料の過払い金を払い戻す。既に返還手続きの期間は終了しているが、今日中であれば直接、銀行口座に振り込むので取引先の銀行を教えてください。1時間以内に銀行から電話があるので、通帳とキャッシュカード、携帯電話を用意して待つように」と言われた。この話は信用できるのだろうか。



＜相談員のアドバイス＞

区役所等の職員が直接個人宅に電話をして、取引先の銀行を聞いたり、「還付手続きをするから、銀行からの電話を待つように」と指示したりすることは絶対にありません。

公的機関の職員等をかたって保険料などの還付金があると偽り、ATMへ誘導し逆に金銭を振り込ませる還付金詐欺の手口を紹介し、本件も還付金詐欺の可能性が高いことを伝え、**無視するよう助言**しました。

見守りのポイント

- 市役所や区役所、社会保険事務所、年金事務所などの公的機関の職員を名乗る者が、保険料や医療費の還付手続きのため等と偽りATMへ誘導し、詐欺グループの保有する口座に送金させる「還付金詐欺」の相談が増えています。
- 公的機関の職員等が「**お金を返すからATMへ行くように**」と言うことは**絶対にありません**。だまされて振り込んだ後に、お金を取り返すことは極めて困難です。
- 不審な電話がかかってきたら、相手にせず、電話を切りましょう**。また、相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで電話番号を調べ、関係機関に確認しましょう。
- 還付金詐欺等の振り込め詐欺の対策として、**在宅時でも留守番電話設定**にしたり、電話番号が表示される電話機であれば、**非通知や見知らぬ番号の電話には出ない**ことをお勧めします。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへ

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111